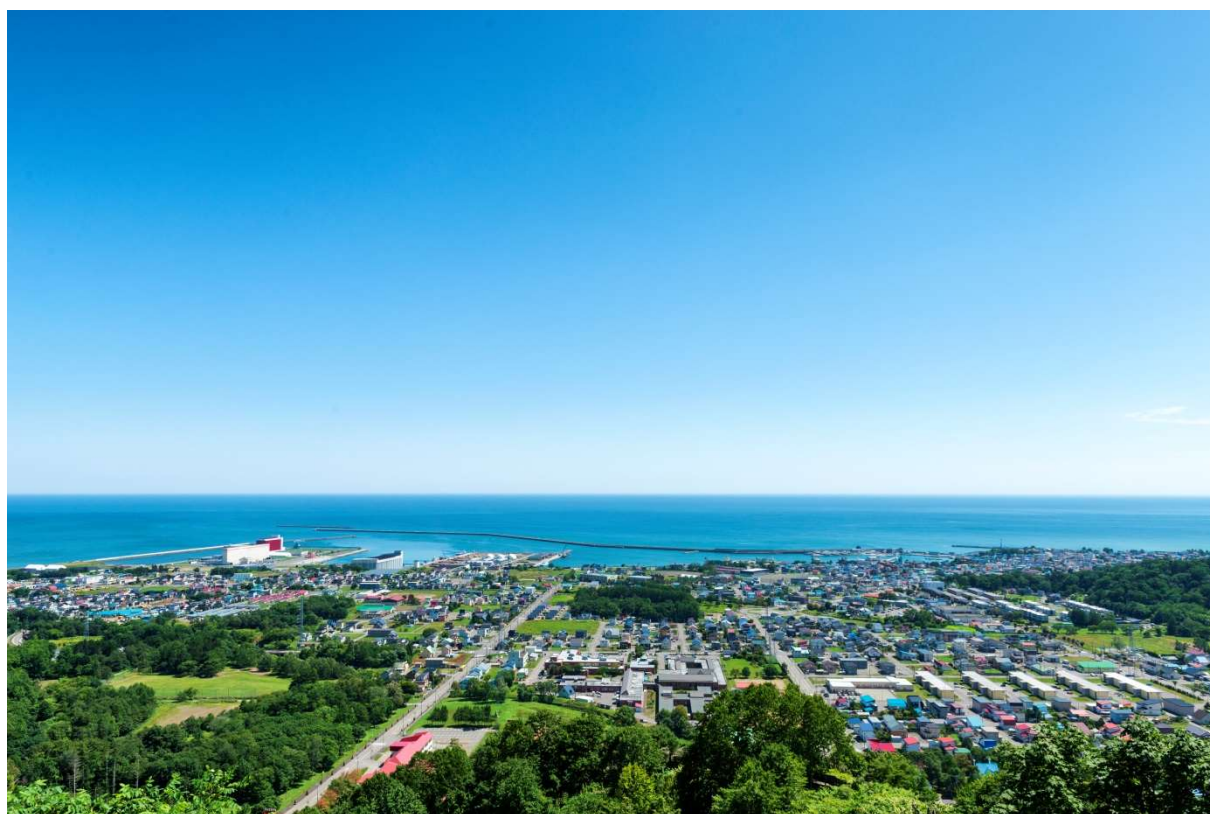


広尾町強靱化計画



2024（令和6）年7月
北海道広尾町

【目 次】

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 地域防災計画と強靱化計画	2

第2章 広尾町強靱化の基本的考え方

1 広尾町強靱化の必要性	3
2 広尾町強靱化の目標	3
3 本計画の対象とするリスク	4

第3章 広尾町の地勢と災害の概要

1 概況	6
2 災害の履歴	7

第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方	12
2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	13
3 評価の実施手順	14
4 評価結果	14

第5章 広尾町強靱化のための施策プログラム

1 施策プログラム策定の考え方	17
2 施策推進の指標となる目標値の設定	17
3 推進事業	17
【広尾町強靱化のための施策プログラム一覧】	18

第6章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等	38
2 計画の推進方法	38

【別表】 広尾町強靱化に関する脆弱性評価	40
----------------------	----

【参考資料1】 広尾町強靱化のための施策プログラム 推進事業一覧	54
----------------------------------	----

【参考資料2】 「起きてはならない最悪の事態」と分野別施策との整理対照表	56
--------------------------------------	----

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

2011年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。こうした中、国においては、2013年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、2014年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定された。その後の社会情勢の変化やコロナ禍における災害対応など近年の災害から得られた知見等も踏まえ、2023年7月に新たな基本計画が閣議決定された。

北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」を2015年3月に策定するなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

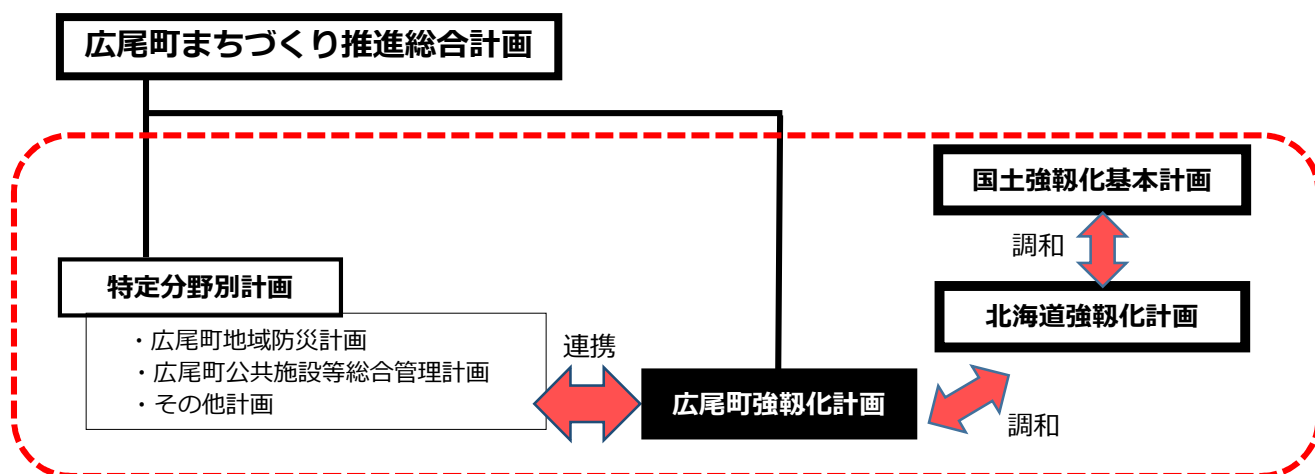
広尾町においても、太平洋沖における大規模な地震・津波の発生が高い確率で想定されているほか、過去の経験から豪雨・暴風などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持していくため、2019年10月に「広尾町強靱化計画」を策定し、東日本大震災や2015年、2016年の暴風災害、2016年の豪雨災害、2018年北海道胆振東部地震等の教訓を踏まえ、防災・減災のための取組強化を進めてきた。

広尾町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために取組を一層加速していく必要がある。

こうした基本認識のもと、国の基本計画、北海道強靱化計画と調和した取組を進め、広尾町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「広尾町強靱化計画」を改定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、広尾町まちづくり推進総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



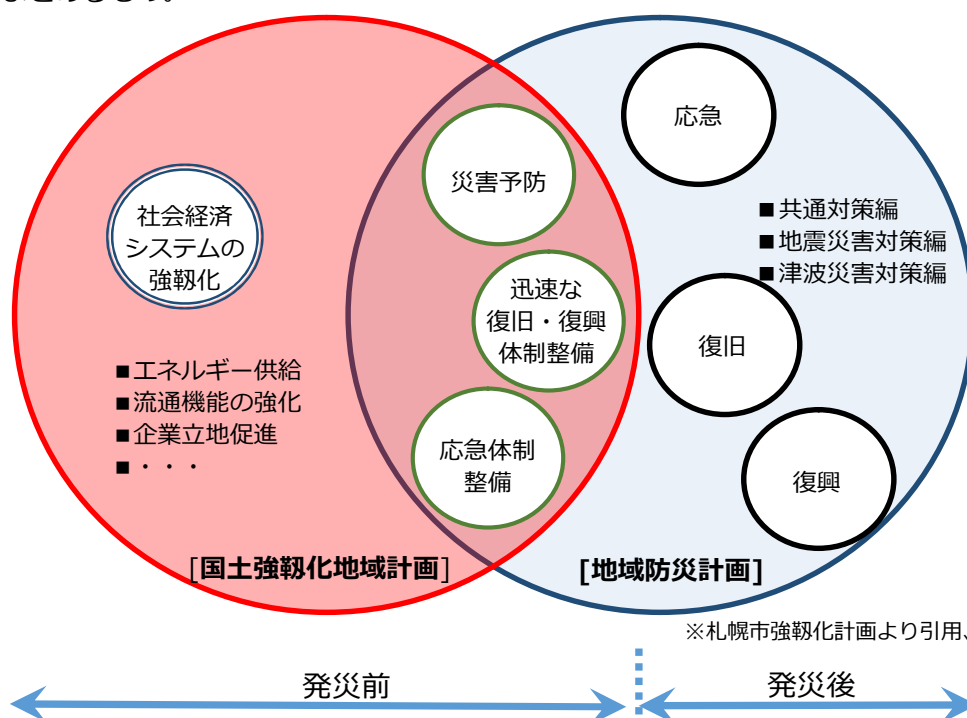
3 地域防災計画と強靱化計画

国土強靱化地域計画

あらゆる大規模自然災害等に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として取りまとめるもの。

地域防災計画

地震や洪水などの「リスク」を特定し、そのリスクに対する対応を取りまとめたもの。



第2章 広尾町強靱化の基本的考え方

1 広尾町強靱化の必要性

広尾町は人口減少や少子高齢化の進行などの課題が生じているほか、地域住民の安心な生活の確保や地域の活性化に不可欠なインフラ整備も十分に進んでいるとは言えない状況にある。

このような状況の中、広尾町においても、大地震やそれに伴い発生する津波、豪雨や暴風など様々な自然災害リスクが存在しており、これらの災害発生時には、本町が抱える地域課題等とも相まって、激甚な被害が生じることも懸念される。

こうしたリスクに正面から向き合い、本町の社会状況や地域特性を背景とした自然災害に対する脆弱性を克服し、強靱な広尾町をつくることは、将来にわたる町民の安全・安心や北海道の社会経済の活性化はもとより、国全体の強靱化を図る上で不可欠な取組である。

2 広尾町強靱化の目標

広尾町強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、本町がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことから、人口減少や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければならない。

広尾町の強靱化は、こうした見地から、本町のみならず国家的な課題として、国、北海道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。以上の考え方を踏まえ、広尾町強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」、「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」、「持続的成長を促進する」という3つの目標に配慮しつつ、引き続き次の3つを広尾町の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

広尾町強靱化の目標

- (1) 大規模自然災害から町民の生命・財産と広尾町の社会経済システムを守る
- (2) 広尾町の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する
- (3) 広尾町の持続的成長を促進する

3 本計画の対象とするリスク

広尾町強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、目標(1)に掲げる「町民の生命・財産と広尾町の社会経済システムを守る」という観点から、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標(2)に掲げる「国・北海道全体の強靱化に貢献する」という観点から、町外における大規模自然災害についても、本町として対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

(1) 町内における主な自然災害リスク

ア 地震・津波

- 太平洋沖における海溝型地震（2018 地震調査研究推進本部長期評価）
 - ・ 十勝沖から択捉島沖における 30 年以内に M8.8 程度以上の地震発生確率は 7～40%程度
 - ・ 根室沖における 30 年以内に M7.8～8.5 程度の地震発生確率は、70%程度
- 内陸型地震（2018 地震調査研究推進本部長期評価）
 - ・ 道内の主要活断層は 13 箇所
 - ・ 十勝平野断層帯主部の発生確率 …… M8.0 程度、30 年以内に 0.1%～0.2%
 - ・ 光地園断層の発生確率 …… M7.2 程度、30 年以内に 0.1%～0.4%
- 過去の被害状況
 - ・ 十勝沖地震（2003 年）…………… M8.0（震源：十勝沖）
 - 震度 5 強（最大震度 6 弱）
 - 津波高約 2.7m（十勝港）
 - 軽傷 6 人、家屋被害（全壊相当）3 件
 - 被害額 約 49 億円

- ・ 東日本大震災（2011 年）・・・ M9.0（震源：三陸沖）
震度 4（最大震度 7）
津波高約 2.8m 超（十勝港）
家屋被害 20 件、被害額 約 10.5 億円
- ・ 北海道胆振東部地震（2018 年）・・・ M6.7（震源：胆振地方中東部）
震度 3（最大震度 7）
大規模停電 46 時間

イ 豪雨／暴風雨／竜巻

- 過去 30 年の北海道への台風接近数は、年平均 2（全国平均約 6 個）と比較的少ないが、これまでも 1981 年の低気圧前線と台風による大水害をはじめ、前線性降雨や台風による浸水被害等が道内各所で発生しており、また、近年においては、集中豪雨による災害が頻繁に発生
- 北海道内では 1991 年から 2013 年の間に、47 の竜巻、突風によって、死傷者や住宅損壊などの被害が発生
- 広尾町では、近年暴風による災害が増加傾向にある

ウ 豪雪／暴風雪

- 寒冷多雪地域である北海道では、大雪や雪崩、吹雪による交通障害、家屋の倒壊、人的被害が頻繁に発生

（２） 町外における主な自然災害リスク

ア 首都直下地震

- 発生確率・・・ M7 クラス、30 年以内に 70%
- 被害想定・・・ 死者 2.3 万人、負傷者 12.3 万人、避難者 720 万人、
建物全壊 61 万棟、経済被害 95.3 兆円、被害範囲 1 都 8 県

イ 南海トラフ地震

- 発生確率・・・ M8～9 クラス、30 年以内に 70～80% 程度
- 被害想定・・・ 死者 23.1 万人、負傷者 52.5 万人、避難者 880 万人、
建物全壊 209.4 万棟、経済被害 213.7 兆円、
被災範囲 40 都府県（関東、北陸以西）

第3章 広尾町の地勢と災害の概要

1 概況

(1) 位置及び面積

広尾町は、十勝の南端にあつて、北緯 42 度 17 分、東経 143 度 19 分に位置している。東部は太平洋、西部は日高山脈、南部はえりも町、北部は大樹町と接しており、東西約 31km、南北約 29km で、面積は 596.48 k m²を有している。

(2) 地 形

地形は、南西部が日高山脈の一部をなす山岳地帯となっており、海岸に向かい丘陵及び段丘が張り出し、北東部は平野部となっている。

また、広尾川をはじめ、日高山脈に源を発する中小 13 河川が、町内を横断して太平洋に注いでいる。

(3) 気 象

冬は乾燥寒冷、夏は湿潤冷涼であり、四季の変化が明瞭である。春は南西の風が多く、強風の時期があり、空気が乾燥する。夏は霧が多く、夏から秋にかけては雨量が多い。冬は低気圧による高潮の発生があり、積雪は年による変動が激しい。

(4) 人口と世帯

本町の人口は、1965 年の国勢調査での 13,598 人をピークに減少し、55 年後の 2020 年には 6,387 人となっており、約 53%の減少を見せている。また、総世帯数は、2020 年で 2,997 世帯となっており、人口の急激な減少よりは緩やかではあるが、減少傾向にある。

2023 年 3 月末の住民基本台帳の年齢別人口比率は、65 歳以上の人口比率が 41.4%、15 歳未満の人口比率は 8.5%と少子高齢化が進んでいる。

人口及び世帯数の推移

年	1965 年 (S40 年)	1985 年 (S60 年)	1995 年 (H7 年)	2005 年 (H17 年)	2015 年 (H27 年)	2020 年 (R2 年)
人口 (人)	13,598	11,285	9,593	8,325	7,030	6,387
世帯数	2,854	3,591	3,329	3,259	3,157	2,997

資料：国勢調査

2 災害の履歴

広尾町の災害の発生は、暴風雨（台風等）による被害が最も多いが、海溝を震源とする大きな地震も発生している。

（１）春の災害

冬期間の積雪が春先の高温と風雨により融解が促進され、急傾斜地において雪崩が発生する。

また、低気圧の発生により、強風災害が起こる。

（２）夏の災害

集中豪雨による災害が起こる。

（３）秋の災害

台風による雨と風または台風により前線を刺激して大雨が降ることによる災害発生が多い。

（４）冬の災害

暴風雪による交通障害などが起こる。

○近年の主な災害の履歴

発生年月日	原因	被害の内容（千円）	
1991（平成3）. 9. 27 ～ 28	強 風 台風 19 号	最大瞬間風速（28 日）	33m
		住家被害	3 件
		非住家被害	13 件 208
		農業被害	47 件 10, 584
		水産被害	1 件
		林業被害	151. 95ha 212, 730
		衛生被害	3 件
		商工被害	3 件
		文教被害	7 件 1, 085
		社教施設被害	13 件 2, 329
		その他被害	27 件
		計	226, 936

発生年月日	原因	被害の内容 (千円)	
1993 (平成5) . 1. 15	釧路沖地震	震 度	5
		人的被害	軽 傷 3名
		住居被害	9件
		農業被害	8件
		商工被害	97件
		工業被害	5件
		役場庁舎等被害	4件
		文教被害	9件
		社会教育施設被害	4件
		社会福祉施設被害	3件
		計	522, 428
1993 (平成5) . 6. 4 ~ 6	大 雨	降 雨 量	370mm
		住家被害	1件
		非住家被害	2件 1, 000
		農業被害	60ha 2 件 85, 786
		土木被害	14件 46, 163
		林業被害	3件 7, 000
		衛生被害	1件 300
		商工被害	1件
		その他被害	2件 8, 717
		計	148, 966
1998 (平成10) . 9. 15 ~ 17	豪 雨 台 風 5 号	降 雨 量	349. 5 mm
		人的被害	重 傷 1 人
		住家被害	床上浸水 11 件 44, 940
			床下浸水 81 件 9, 540
		農業被害	農 地 146ha 62, 880
			施 設 37 件 20, 740
			その他 39 件 39, 154
		土木被害	57 件 371, 279
		水産被害	10 件 185, 513
		林業被害	40 件 239, 990
		水道被害	3 件 1, 600
		商工被害	1 件 50
		文教被害	1 件 48
		計	975, 734

発生年月日	原因	被害の内容 (千円)	
2003 (平成 15) . 9. 26	十 勝 沖 地 震	震 度	5 強
		人的被害	軽 傷 6 名
		住家被害	54 件
		農業被害	23 件
		土木被害	10 件
		港湾被害	4 件
		水産被害	18 件
		林業被害	1 件
		衛生被害	1 件
		商工被害	118 件
		文教被害	14 件
		計	4, 875, 424
2006 (平成 18) . 10. 7 ~ 8	高 波 (低気圧)	波の高さ	9 m超
		港湾被害	8 件 813, 470
		漁業被害	16 件 972, 600
		商工被害	1 件 9, 550
		下水道被害	2 件 730
		その他被害	6 件 80, 960
		計	1, 877, 310
2010 (平成 22) . 4. 14	暴 風	最大瞬間風速	40. 6m
		住家被害	2 件 40
		非住家被害	14 件 1, 253
		衛生被害	8 件 350
		港湾被害	12 件 81, 290
		漁業被害	4 件
		水産被害	4 件
		農業被害	13 件
		文教被害	31 件 40, 784
		土木被害	2 件 1, 250
		商工被害	2 件 250
		計	125, 217

発生年月日	原因	被害の内容 (千円)	
2011 (平成 23) . 3. 11	東 日 本 大 震 災	震 度	4
		住家被害	20 件
		衛生被害	3 件 151
		港湾被害	53 件 26, 831
		下水道被害	3 件 1, 890
		水産被害	107 件 265, 348
		商工被害	15 件 415, 550
		その他被害	4 件 343, 755
		計	1, 053, 525
2015 (平成 27) . 10. 2	暴 風	最大瞬間風速	40. 2m
		大規模停電	約 16 時間
		人的被害	重 傷 1 名
			軽 傷 1 名
		一般家屋等被害	88 件
		総務被害	6 件 2, 864
		民生被害	4 件 745
		衛生被害	6 件 1, 235
		農業被害	3 件 1, 991
		土木被害	2 件 925
		水産被害	2 件 2, 090
		港湾被害	26 件 9, 700
		教育被害	5 件 738
		水道被害	6 件 290
		計	20, 578

発生年月日	原因	被害の内容 (千円)	
2016 (平成 28) . 4. 17 ~ 18	暴 風	最大瞬間風速	41. 5m
		大規模停電	約 16 時間
		人的被害 軽 傷	1 名
		一般家屋等被害	67 件
		住家被害	15 件 6, 748
		非住家被害	6 件 6, 602
		土木被害	8 件 820
		衛生被害	25 件 2, 508
		農業被害	232 件 269, 550
		林業被害	545. 14ha 960, 749
		港湾被害	28 件 8, 250
		商工被害	2 件 659
		公立文教施設被害	30 件 1, 577
		社会教育施設被害	16 件 5, 569
		社会福祉施設被害	5 件 9
		その他被害	3 件 1, 173
		計	1, 264, 214
2016 (平成 28) . 8. 17	大 雨 台風 7 号	最大瞬間風速	29. 7m (7 号)
		降 雨 量	86. 5 mm (7 号)
2016 (平成 28) . 8. 30	大 雨 台風 10 号	降 雨 量	42. 0 mm (10 号)
		一般家屋等被害	16 件
		建物関係被害	2 件 1, 035
		土木被害	9 件 141, 721
		農業被害	2 件 685
		林業被害	17 件 679
		水産被害	2 件 5, 500
		港湾被害	22 件 61, 253
		衛生被害	27 件 13, 063
		商工被害	5 件 11, 099
		公立文教施設被害	4 件
		社会教育施設被害	9 件 4, 334
		社会福祉施設被害	1 件
		その他被害	1 件 104
		計	239, 473
2018 (平成 30) . 9. 6	胆 振 東 部 地 震	震 度	3
		大規模停電	約 46 時間

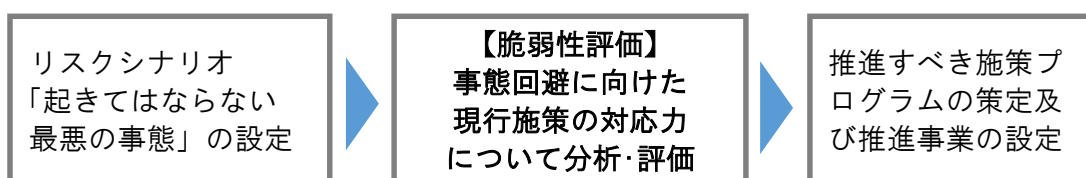
第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方針が示されている。

広尾町としても、本計画に掲げる広尾町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- ・また、国土強靱化への貢献という観点から、町内の大規模自然災害に加え、町外における大規模自然災害のリスク低減に向けた本町の対応力についても、併せて評価

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

本町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオについては、国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など本町の地域特性や近年の自然災害から得られた知見を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、6つのカテゴリーと21の「起きてはならない最悪の事態」を改めて設定した。

【リスクシナリオ 21の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
		2-4 大規模な自然災害と感染症との同時発生
3	行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
		4-2 食料の安定供給の停滞
		4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーン（物流、供給網）の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下
		5-3 農地・森林等の被害による国土の荒廃
6	迅速な復旧・復興等	6-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

3 評価の実施手順

前項で定めた21の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価結果

脆弱性評価の結果は巻末の別表「広尾町強靱化に関する脆弱性評価」のとおりであり、6つのカテゴリーごとに取りまとめた評価結果のポイントを以下のとおり提示する。

(1)「人命の保護」に関する事項

- ・道路施設をはじめ防災上重要な公共施設について、災害リスクや防災点検の結果等を踏まえた施設整備を着実に実施する必要がある。また、これらの公共施設をはじめとした建築物等について、今後老朽施設が増加することを見据え、耐震化や長寿命化に向けた取組を計画的に行うことが必要である。
- ・各種災害に対応した警戒区域の指定やハザードマップの作成・見直し、避難計画の作成と防災訓練の実施などソフト面の対策について、国や北海道など関係機関による連携を強化する必要がある。また、複数の災害が同時期に発生した際の対応や厳冬期における災害への対応についても所要の対策を講じる必要がある。
- ・災害時の避難誘導などの確かつ迅速な対応を図るため、関係機関相互の災害情報の収集・共有や住民等への情報伝達体制の強化のほか、「自助」「共助」の取組を最大限発揮するため、地域防災活動や防災教育を推進する必要がある。
- ・外国人を含む観光客の安全確保や災害情報の伝達、避難誘導體制の整備など、きめ細かな防災対策を講じる必要がある。

(2)「救助・救急活動等の迅速な実施」に関する事項

- ・被災地における保健・医療・福祉機能の充実に向けて、避難所における良好な生活環境の確保、保健師や看護師による健康に配慮した運営体制の構築、官民

協働による要配慮者への福祉支援の取組が必要である。

- ・ 物資供給など災害時対応については、家庭や企業における物資の備蓄の充実や運用改善、民間事業者との支援物資にかかる協定の充実を進める必要がある。
- ・ 避難所の衛生環境を確保し、感染症の発生と拡大を防ぐ必要がある。また、避難所の過密を避けるため、分散避難の周知や臨時避難所の開設に向けた準備を進めておく必要がある。

(3)「行政機能の確保」に関する事項

- ・ 大災害時においても必要不可欠な行政機能の継続が可能となるよう、本町における業務継続体制の一層の強化を図る必要がある。
- ・ 町内外における大規模災害時の行政機能の確保に向け、行政間の応援・受援体制の整備を図る必要がある。

(4)「ライフラインの確保」に関する事項

- ・ 食料やエネルギーの安定供給に関しては、本町のみならず国及び北海道全体の強靱化に貢献するため、供給力のさらなる強化に向け、基盤整備を含めた総合的な取組が必要である。
- ・ 町民生活を支える基礎的なインフラである上下水道等について、災害時においても必要な機能を維持できるよう、施設の防災対策や被災時の応急体制の整備を図る必要がある。
- ・ 交通ネットワークの整備は、本町の強靱化はもとより、北海道強靱化の根幹を支えるものである。災害時の地域の孤立を防ぎ、救助・救援活動等を円滑に行うための代替性の高い高規格道路などの高速交通ネットワーク及び地域間交通ネットワークの一層の充実・強化を図る必要がある。

(5)「経済活動の機能維持」に関する事項

- ・ 近年、全国的に自然災害が頻発していることから、首都圏企業等がリスク分散の観点から事業継続体制の再構築を図る動きが活発になっていることも踏まえ、これまで進めてきた企業誘致の取組を継続する必要がある。

- ・ 災害時における町内の経済活動への影響を最小限に抑えるため、事業継続体制が十分に整備されていない町内企業の体制整備を促進する必要がある。
- ・ 災害時における経済活動のサプライチェーン（物流・供給網）や救援物資の円滑な輸送を確保するため、港湾の一層の機能強化を図る必要がある。
- ・ 二次災害の抑制に不可欠な国土保全機能を維持するため、森林の計画的な整備・保全や農地・農業水利施設等の保全管理を推進する必要がある。

（６）「迅速な復旧・復興等」に関する事項

- ・ 災害の迅速な復旧・復興に向け、被災者の住まいの確保・生活再建のための仮設住宅等の迅速な確保や災害廃棄物の処理体制の整備を図る必要がある。
- ・ 復旧・復興をはじめ災害対応に不可欠な存在である建設業が、その役割を十分に発揮できるよう、災害時における行政との連携強化を進めるとともに、担い手の育成・確保等に向けた取組を推進する必要がある。
- ・ 人口減少、高齢化に直面する集落において、生活機能や交通手段を維持・確保するため、地域の実情に即した集落対策を実施する必要がある。

第5章 広尾町強靱化のための施策プログラム

1 施策プログラム策定の考え方

第4章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、本町における強靱化施策の取組方針を示す「広尾町強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、北海道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで取り組むべきハード・ソフト両面からの施策を21の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。（特に説明のないものは、広尾町まちづくり推進総合計画における数値目標を使用）

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

なお、施策の推進にあたっては、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要があることから、広尾町まちづくり推進総合計画で掲げる基本目標の実現を図るとともに、本町の強靱化を北海道・国の強靱化へとつなげるため、まちづくり推進総合計画の基本計画に沿った取組や「北海道強靱化計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、実施することとする。

3 推進事業

施策推進にあたって、町が主体的に実施する事業を「広尾町強靱化のための施策プログラム推進事業一覧」として示す。（別紙参考資料1）

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直し、追加を行う。

【広尾町強靱化のための施策プログラム一覧】

- ・脆弱性評価において設定した 21 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策を掲載
- ・当該施策の推進に関わる取組主体（国、道、町、民間の 4 区分）を各施策の末尾に〔 〕書きで記載
- ・プログラムを構成する施策には、複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、これらの施策については、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていない。

1. 人命の保護

1－1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化）

- 「広尾町耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、関係機関が連携したきめ細かな対策を実施する。〔国、道、町、民間〕
- 多くの住民等が利用する公共施設等について、各施設管理者による耐震化を促進する。〔国、道、町、民間〕

（建築物等の老朽化対策）

- 公共建築物の老朽化対策については、各施設管理者が策定する個別施設ごとの長寿命化計画等に基づいて、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。
〔国、道、町〕
- 民間建築物の老朽化対策について、国の支援制度などを通じ、既存建築物の不燃化や老朽マンションの建替、空き家の有効活用等の促進を図る。
〔国、道、町、民間〕

（緊急輸送道路等の整備）

- 救急救援活動などに必要な市街地等における緊急輸送道路や避難路について、計画的な整備を推進する。〔国、道、町〕

（その他）

- 火災の被害軽減のため、老朽化した防火水槽や消防車両、設備など消防活動に必要な不可欠な消防施設、資機材を計画的に更新する。〔町〕

《指 標》

・ 社会福祉施設の耐震化率	100% (2022)	
・ 公立小中学校の耐震化率	100% (2022)	
・ 緊急避難場所の指定状況	15 箇所 (2022)	} 必要に応じて追加指定する。
・ 避難所の指定状況	31 施設 (2022)	
・ 福祉避難所の指定状況	5 施設 (2022)	

< 推進事業 >

事業名
木造住宅耐震改修等補助金
学校施設長寿命化整備事業
既存公営住宅改善事業
公営住宅団地統廃合事業
広尾町空き家対策総合支援事業補助金
特別養護老人ホーム改築事業
老朽化防火水槽更新事業
常備消防車両更新事業
非常備消防車両更新事業
高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線機器更新事業

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

(警戒避難体制の整備)

○土砂災害による被害の低減に向け、土砂災害警戒区域等の指定状況等について、避難の実効性を高めるための情報発信を強化するなど、住民周知を図る。

[国、道、町]

《指 標》

・ 土砂災害警戒区域等の指定数	63 箇所 (2019) ※全必要箇所指定済
・ 土砂災害ハザードマップの作成状況	作成済 (2015)・改訂 (2021)
	⇒必要に応じて改訂を行う。

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

（津波避難体制の整備）

- 新たな津波浸水想定及び津波災害警戒区域の指定等に併せ、現行のハザードマップや避難計画の改訂を行う。[道、町]
- 状況に応じた安全な避難所等の確保を図るため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の住民周知を図る。[道、町]
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、社会福祉施設等を活用した福祉避難所の住民周知を図る。[道、町、民間]
- 避難誘導に必要な標識や表示板等の設置について、津波避難計画等に基づき、情勢に合わせた適切な整備を図る。[国、道、町]

（避難場所の指定・整備・普及啓発）

- 地域防災計画に基づき指定している避難所の収容人数、安全性、管理の状況など、その適切性について不断の見直しを行うとともに、地域の実情に応じた避難所運営マニュアルを作成し、自主防災組織等の住民が主体となった運営体制の構築を推進する。[町]
- 災害時の避難場所として活用される施設等について、引き続き地域の実情に応じた整備を図る。[国、道、町]

《指 標》

- ・ 津波ハザードマップの作成状況 作成済（2012）、改訂（2018、2022）
⇒必要に応じて改訂を行う。
- ・ 津波避難計画の策定状況 策定済（2014）、改訂（2019、2022）
⇒必要に応じて見直しを行う。

<推進事業>

事業名
都市再生整備計画事業（防災公園整備）
防災マップ改訂事業

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

（河川改修等の治水対策）

- 大規模な増水等があった場合に住民への被害発生が想定される河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤等、必要に応じた効果的、効率的な治水対策を進める。[道、町]

（洪水ハザードマップの作成）

- 北海道の洪水浸水想定等を踏まえた洪水ハザードマップの適切な見直しを図るとともに、住民の防災意識の向上、水害による住民の円滑かつ迅速な避難体制の構築を図る。[道、町]

《指 標》

- ・洪水ハザードマップの作成状況 作成済（2022）※Web版ハザードマップ
⇒必要に応じて改訂を行う。

1－5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

（暴風雪時における道路管理体制の強化）

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、地域住民や外国人を含む観光客等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、優先的に通行を確保する路線の設定や暴風雪時の対応に関し、平時からの意識啓発を推進する。[国、道、町]
- 点検による要対策箇所について、防雪柵や雪崩予防柵などの対策工を重点的に実施するとともに、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な施設整備を推進する。[国、道、町]

（除雪体制の確保）

- 各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な貸付など相互支援体制を強化する。また、冬季における被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。[国、道、町]
- 将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新、増強を図る。[国、道、町、民間]

＜推進事業＞

事業名
除雪委託事業

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

- 避難所等における冬季防寒対策として、民間事業者と連携して停電時でも使用可能な暖房器具や発電機、携帯トイレなどの備蓄を推進する。[道、町、民間]
- 厳冬期特有のリスクを想定した避難訓練や避難所運営訓練、防災教育を通じた普及啓発を促進する。[町]

《指 標》

- ・非常用物資の備蓄状況（2022） ※目標は広尾町災害時備蓄計画によるもの
毛 布 1,518 枚 ⇒ 必要に応じて追加で備蓄（目標 1,400 枚）
発電機 16 台 ⇒ 必要に応じて追加で備蓄する。
ポータブルストーブ 30 台 ⇒ 目標に向けて備蓄（目標 34 台）

＜推進事業＞

事業名
防災資機材購入事業

1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

（関係機関の情報共有化）

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、災害対策本部への連絡員の派遣など関係機関相互の連絡体制を強化する。[国、道、町、民間]
- 災害対策に必要な監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する各種システムについて、効果的な運用を一層図るため、老朽機器の計画的な更新や効率的な観測機器の整備を推進する。
[国、道、町]
- 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、北海道と市町村を結ぶ総合行政情報ネットワークの停電時対策や計画的な更新、衛星携帯電話の整備を推進するなど、通信手段の多重化を促進する。[道、町]

（住民等への情報伝達体制の強化）

- 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、各種災害にかかる避難勧告等の発令基準について住民に周知する。[道、町]
- 防災行政無線や緊急速報メール等による住民等への災害情報の伝達のほか、公衆無線 LAN 機能を有する観光・防災 Wi-Fi スターションの整備、Ｌアラート

- （公共情報コモンズ）を活用したマスメディアによる迅速な情報提供など、多様な手段による災害情報の伝達体制の強化を推進する。[国、道、町、民間]
- デマや根拠のない情報の流出を防ぐため、関係機関や報道機関との連携を図り、情報収集・発信体制の強化を促進する。[国、道、町、民間]

（観光客、高齢者等の要配慮者対策）

- 外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制の強化、観光関連施設におけるハード・ソフト両面からの防災対策など、災害時における観光客の安全確保に向けた取組を推進する。[国、道、町、民間]
- 災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、観光地における案内表示等の多言語化を促進する。[国、道、町、民間]
- 要介護高齢者や障がい者など災害時の避難等に支援が必要な方々に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者名簿の作成と名簿を活用した地域住民の支援による避難体制の整備や安否の確認など、「自助」「共助」の最大限発揮に向け、所要の対策を推進する。[国、道、町]

（地域防災活動、防災教育の推進）

- 「地域防災マスター制度」の効果的な活用による地域防災に関する実践活動のリーダーの養成、自主防災組織の結成促進、教育施設等を活用した地域コミュニティの活性化など、地域防災力の強化に向けた取組を推進する。
[道、町、民間]
- 防災教育を通じた「自助」の意識醸成に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、個人や企業、団体、大学、関係機関、NPOなどを構成員とする「ほっかいどう防災教育協働ネットワーク」や防災に関する専門的知識を有する方々を登録する「防災教育アドバイザー制度」などの枠組みを活用した取組を推進する。[道、町、民間]
- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。[道、町]

（帰宅困難者対策の推進）

- 災害時における帰宅困難者対策として、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化するとともに、民間企業との連携による帰宅困難者支援の取組を促進する。[国、道、町、民間]

《指 標》

- ・ 自主防災組織の組織状況 21 組織・組織率 56.5% (2022)
⇒ 30 組織・75.0% (2025)
- ・ 防災訓練の実施状況 津波避難訓練 年 1 回
避難所設置・運営訓練 年 1 回 (広尾高校と連携)
総合防災訓練 4 年に 1 回
職員資機材取扱訓練 年 1 回
⇒ 実施内容を工夫しながら継続して実施する。
- ・ 地域防災マスターの数 6 人 (2022) ⇒ 10 人 (2025)

<推進事業>

事業名
北海道自治体情報システム協議会負担金
防災行政無線設備維持管理事業
自主防災組織育成交付金
防災訓練事業

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

(支援物資の供給等にかかる連携体制の整備)

- 支援物資の供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、北海道、町、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、協定に基づく防災訓練など平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。

[道、町、民間]

- 災害時の連携も含め、市町村の自主的な地域間交流を深めるための取組を促進する。[道、町、民間]
- 災害時に被災地へ円滑な物資供給を行うため、国からのプッシュ型支援や自衛隊からの支援のほか、民間事業者からの協定による提供など、事前に支援物資の経費負担や調達方法を確認するとともに、提供に当たって、あらかじめ経費負担の有無を明示するほか、物資拠点施設等への物流専門家の派遣や支援物資のリスト化を図り、種類や数量を情報共有できる体制を構築するなど、国、北海道、事業者と連携した物資調達・輸送の仕組みを整備する必要がある。

〔国、道、町、民間〕

○道路損壊、信号機滅灯により、人命救助のための人員輸送や緊急物資輸送等に支障を来すことのないよう、優先して復旧すべき通行を確保する区間について必要な検討を進める。〔国、道、町、民間〕

○行政とボランティア支援団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備、ボランティア支援をコーディネートする人材の育成等を推進するとともに被災地での対応状況や課題についての情報共有を図る。〔道、町、民間〕

（非常用物資の備蓄促進）

○大規模災害時において応急物資の供給・調達にかかる広域的な対応を図るため、道内の各振興局地域内での備蓄・調達体制を強化するとともに、振興局を越えた広域での物資調達等の体制整備に取り組む。〔道、町〕

○家庭や企業等における備蓄について、最低3日分、可能であれば1週間分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源の確保が重要であることから、啓発活動を強化して自発的な備蓄の取組を促進する。〔道、町、民間〕

○町内会や自主防災組織において、非常時に持ち出すには困難な物資の備蓄方法を検討するなど、地域における備蓄体制の構築を検討する。〔町〕

○各種支援制度や地元商店の在庫の活用、民間事業者等との協定などを通じ、要配慮者向けも含めた非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を推進する。〔道、町〕

《指 標》

・ 防災関係の協定締結件数（民間企業・団体、行政機関） 34 件（2022）

⇒ 必要に応じて締結する。

・ 非常用物資の備蓄状況（2022） ※暖房器具等については1－6に掲載
※目標は広尾町災害時備蓄計画によるもの

食糧

アルファ化米	2,850 食	（目標 2,520 食）
備蓄用パン	1,680 食	（目標 1,500 食）
スープ	838 食	（目標 1,500 食）
防災食（おかず）	2,390 食	（目標 3,000 食）
野菜ジュース	1,140 本	（目標 1,000 食）
えいようかん	1,089 食	（目標 500 食）
飲料水	3,072 リットル	（目標 4,500 リットル）
アルミマット	1,097 枚	（目標 700 枚）
災害用トイレ	9,800 回分	（目標 10,500 回分）

目標に向けて備蓄を進める。また、品目の充実も図る。

<推進事業>

事業名
姉妹市町交流事業
非常食等備蓄事業
防災資機材購入事業 ※再掲

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(防災訓練等による救助・救急体制の強化)

- 道内の関係機関で構成する北海道防災会議による防災総合訓練をはじめとする各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊をはじめとする官民の防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動にかかる災害対応の実効性を確保する。
[国、道、町、民間]
- 緊急消防援助隊や広域緊急援助隊など、専門部隊の災害対応能力の強化に向け、恒常的な訓練、組織間の合同訓練等の充実を図るとともに、訓練施設の整備も含め、効果的な訓練環境の整備に向けた取組を推進する。[国、道、町]
- 消防団員の確保を円滑に進めるため、消防団員に対する理解を向上させる広報活動を推進する。[町]

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、道内各地に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、北海道や市町村など関係機関が連携した取組を推進する。[国、道、町]

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 防災関係機関の災害対応能力の強化に向け、災害関連情報を迅速、的確に収集し、関係機関と情報を共有する警察ヘリコプター映像伝送システムなどの情報基盤の整備を推進するとともに、警察、消防機関における災害用資機材等の更新・配備を計画的に行う。[国、道、町]

《指 標》

・消防団員数 106 人 (2022) ⇒ 定数 160 人の充足に向けて取組を継続

<推進事業>

事業名
消防団事業
防災訓練事業 ※再掲

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

(被災時の医療支援体制の強化)

○災害時における病院機能を確保するため、自家発電設備の拡充や応急用医療資機材の整備などを推進する。[町、民間]

(災害時における福祉的支援)

○災害発生時に、自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設への人的・物的支援を円滑に実施できる体制の充実を図る。[道、町、民間]

(避難所等の生活環境の改善、健康への配慮)

○適温食や食物アレルギーへの対応など避難所の健康面に配慮した食事の提供、段ボールベッドの整備、トイレの環境の向上など避難所における良好な生活環境の整備を促進する。また、車中など避難所以外への避難者への対応方法を検討する。[国、道、町、民間]

《指 標》

・ 国保病院の耐震化率 100% (2022)

<推進事業>

事業名
非常食等備蓄事業 ※再掲

2-4 大規模な自然災害と感染症との同時発生

(分散避難に向けた行動の周知)

○避難所以外へ避難する「分散避難」について、様々な機会を通じて周知を図る。
[国、道、町]

（感染症に対応した避難所運営）

- レイアウトの工夫や適切な換気の実施など感染症流行時における避難所の衛生環境の確保を図る。[町]
- マスクや消毒液、パーティションなど感染症対応に有効な備蓄品の確保を進める。[町]

（避難スペース不足への対応）

- 避難所不足が見込まれる際に臨時の避難所として活用できそうな宿泊施設やお寺などと連携し、避難所数の確保を図る。[町、民間]

（防疫対策）

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における污水対策など、災害時の防疫対策を推進する。[国、道、町]

《指 標》

- ・ 非常用物資の備蓄状況（2022） ※目標は広尾町災害時備蓄計画によるもの
 - 不織布マスク 2,150 枚（目標 2,100 枚）
 - アルコール手指消毒液 98 リットル（目標 80 リットル）
 - フェイスシールド 200 個（目標 170 個）
 - アイソレーションガウン 332 枚（目標 340 枚）
 - 非接触型体温計 15 個（目標 17 個）
- ・ 民間施設と連携した避難所数 5 施設（2022）
⇒ 連携を進めて避難所の確保を図る。

<推進事業>

事業名
防災資機材購入事業 ※再掲

3. 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

（災害対策本部機能等の強化）

- 定期的な訓練などを通じ、災害対策本部にかかる運用事項（職員の参集範囲や各班の業務内容、情報の収集・集約体制・連携方法など）を検証し、必要に応

じた見直しを行うとともに、本部機能の運用に必要な資機材の整備などを計画的に推進する。[町]

○災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画や業務継続計画の見直し、本部機能の維持に必要な資機材の整備を推進するほか、研修や訓練などを通じ、職員の災害対応能力の向上を図る。また、地域防災の中核的な存在となる消防団の機能強化を推進する。[国、道、町]

○災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な役場庁舎、警察署、消防庁舎等行政施設の耐震化や改修を推進するとともに、非常用電源設備の整備、概ね 72 時間は非常用電源が稼働できるよう十分な燃料の備蓄を図る。[国、道、町]

（行政の業務継続体制の整備）

○業務継続計画に基づく災害時における市町村業務の継続体制を確保する。[町]

○災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため、「ICT 部門の業務継続計画（ICT-BCP）」の策定に向けた取組を推進する。また、重要システムにかかるサーバーのデータセンターへの移設や具体的災害を想定した訓練など、情報システムの機能維持のための取組を推進する。[道、町]

（道内外の自治体との応援・受援体制の整備）

○他の自治体から円滑に応援職員を受け入れるため、町はあらかじめ依頼すべき業務等の明確化や非常時優先業務等の選定を行うなど、受援体制を構築するとともに、応援職員を派遣する場合に備え、職員の研修や活動に必要な事務機器等の準備を行う。[町]

《指 標》

- ・ 消防団員数 106 人（2022）⇒ 定数 160 人の充足に向けて取組を継続 ※再掲
- ・ 消防団活動・安全マニュアルの策定 策定済（2020）
- ・ 町の災害対策本部を設置する庁舎（役場）の耐震化率 100%（2022）
- ・ 消防署所の耐震化率 100%（2022）
- ・ 業務継続計画の策定状況 策定済（2017）・改訂（2019）
- ・ 人的応援の受入れに関する受援計画の策定 未策定（2022）

＜推進事業＞

事業名	
消防団事業	※再掲

4. ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

（再生可能エネルギーの導入拡大）

○北海道における再生可能エネルギーの導入拡大に向け、エネルギーの地産地消、自然エネルギーの導入など、関連施策を総合的に推進する。

[国、道、町、民間]

（多様なエネルギー資源の活用）

○天然ガスの利用拡大、メタンハイドレートの資源化、水素需要の拡大、廃棄物の電力・熱利用など、北海道におけるエネルギー構成の多様化に向けた取組を促進する。[国、道、町、民間]

（石油燃料供給の確保）

○石油供給関連事業者と国の機関や道、市町村の間に結ばれている協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、協定者間による平時からの情報共有や連携を促進する。[国、道、町、民間]

4-2 食料の安定供給の停滞

（食料生産基盤の整備）

○平時、災害時を問わず全国の食料供給基地として重要な役割を担う北海道の農業・水産業が、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。[国、道、町]

○大災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から十分な生産量を確保することが必要であることから、経営安定対策や担い手確保対策、ロボットやAI、IoTの活用など、持続的な農水産業経営に資する取組を推進する。[国、道、町]

（道産食料品の販路拡大）

○食のブランド化や高付加価値化に向けた取組等を通じ、農水産物や加工食品の販路拡大を推進する。[国、道、町、民間]

（道産農産物の産地備蓄の推進）

○産地における農産物の長期貯蔵など、平時における農産物の安定供給に加え、

大災害時においても農産物の円滑な供給に資する取組を推進する。

[国、道、町、民間]

<推進事業>

事業名
中山間地域等直接支払交付金
新規就農補助金
農業次世代人材投資事業補助金
ウニ増殖対策事業補助金
浅海域試験効果調査事業補助金
さけ・ます増殖振興事業補助金
沿岸有望魚種増殖開発事業補助金
ホッキ稚貝移植放流事業補助金
コンブ漁場増殖事業補助金
雑海藻駆除事業補助金
ウニ養殖企業化試験事業補助金
増養殖研究事業

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

(水道施設等の防災対策)

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池や配水管、浄水場など水道施設の耐震化や基幹管路の多重化などに加え、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を促進する。[国、道、町]
- 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を促進する。また、水道関連団体等との連携による研修等を通じ、災害対応を担う人材の育成を行う。[国、道、町]

(下水道施設等の防災対策)

- 災害時に備えた下水道業務継続計画（BCP）について、国のマニュアルの改訂に伴う見直しを進めるとともに、下水道施設の耐震化、長寿命化計画等に基づく老朽化対策を計画的に行う。[国、道、町]
- 農村部への合併処理浄化槽設置事業を継続して推進する。[町]

《指 標》

・ 下水道BCPの策定状況	策定済（2013）
・ 下水道施設の長寿命化計画の策定状況	策定済（2013）
・ 下水道ストックマネジメント計画の策定状況	策定済（2018）
・ 浄化槽のうち合併浄化槽の設置率	96.6%（2022）

<推進事業>

事業名
上水道改良整備事業
上水道量水器更新事業
上水道浄水場計装機器更新整備事業
簡易水道施設整備事業
簡易水道浄水場計装器更新整備事業
公共下水道事業
個別排水処理施設整備事業

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(高規格道路等の整備)

○巨大津波による橋の崩落で広尾町が孤立化することを防ぐため、現在の楽古橋より上流部に中心市街地へ連結する高規格道路「帯広・広尾自動車道」の整備を推進する。また、緊急輸送道路や避難路等の整備を計画的に推進する。

[国、道、町]

(道路施設の防災対策等)

○道路防災総点検の結果を踏まえ、落石や岩石崩落など要対策箇所への対策工事について路線の重要性を勘案するとともに、現地状況等の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な整備を推進する。[国、道、町]

○橋梁やトンネルをはじめとした道路施設の老朽化対策について、個別の施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の点検・診断を行うとともに、施設の適切な維持管理・更新等を実施する。[国、道、町]

(空港の機能強化)

○新千歳空港の被災による機能不全といった事態も想定し、とちち帯広空港がその代替機能を発揮できるよう、空港施設の防災対策をはじめ滑走路など基本施設の改良整備、C I Q体制の充実など、ハード・ソフト両面から空港の機能強化に向けた取組を推進する。[国、道、町、民間]

○新たな航空路線の開設や既存路線の拡充、再開等、国際航空路線の拡大に向けた取組とともに、とちち帯広空港における道内、国内路線の維持確保に向けた取組を推進する。[道、町]

（鉄道の機能維持・強化）

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保や支援物資等の輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道施設の耐震化をはじめ耐災害性の強化に向けた取組を促進する。〔国、道、町、民間〕
- 国、北海道、市町村、鉄道事業者との適切な役割分担のもと、幹線鉄道の維持・確保に向け、必要な検討・取組を進める。〔国、道、町、民間〕

《指 標》

- ・ 高規格道路「帯広・広尾自動車道」の整備状況
忠類大樹 I C まで供用中
忠類大樹 I C～広尾 事業化区間
⇒ 全線早期完成に向け、国への要望活動を継続して行う。
- ・ 道路橋の長寿命化修繕計画の策定状況 策定済（2012）、見直し（2019）
- ・ トンネル・シェッド長寿命化計画の策定状況 策定済（2022）

<推進事業>

事業名
町道整備事業
橋りょう長寿命化整備事業
トンネル・シェッド長寿命化整備事業

5. 経済活動の機能維持

5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーン（物流・供給網）の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

（リスク分散を重視した企業立地等の促進）

- 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化の視点からも、企業立地に向けた取組を促進する。〔国、道、町、民間〕

（企業の業務継続体制の強化）

- 大災害時における経済活動の継続を確保するため、策定が遅れている中小企業に対する専門家の派遣や「北海道版BCP策定の手引き」の策定、配布のほか、産業支援機関等の連携による支援などにより、道内の中小企業等における「事業継続計画」の策定を促進する。〔国、道、町、民間〕

（町内企業等への支援）

○災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた町内企業等の早期復旧と経営安定を図るため、各種支援を行う。[町]

《指 標》

・事業継続力強化支援計画の策定 策定済（2019）

＜推進事業＞ ※事業期間に記載のないものは計画期間内で継続実施

事業名

企業振興促進補助金

5－2 町内外における物流機能等の大幅な低下

（十勝港の機能強化）

- 災害時における被災地への物資や人員の輸送に加え、経済活動の継続に必要な物流拠点としての役割を担う十勝港の機能強化に向け、ターミナル機能の強化に資する港湾施設の整備を推進するとともに、耐震強化岸壁の機能保持や液状化対策、老朽化対策を計画的に推進する。[国、道、町]
- 業務継続計画（港湾BCP）に基づき、防災訓練等を通じ、必要な見直しを図るとともに、被災した際の港湾機能の維持・継続を図るための対策を推進する。また、災害時における港湾間の相互応援体制の強化に向けた取組を推進する。[国、道、町]

《指 標》

・十勝港港湾BCPの策定 策定済（2016）

<推進事業> ※事業期間に記載のないものは計画期間内で継続実施

事業名
社会資本総合整備事業（防災・安全交付金）
（内訳）防波堤の改良（嵩上げ）
港湾監視 CCTV 施設更新
防舷材改修 30 基
転落防止柵改修 1,182m
社会資本総合整備事業（防災・安全交付金）
（内訳）岸壁（－13m）（改良／CCTV 施設）
L=260m（2025 予定）
岸壁（－13m）（改良／防舷材）等
L=2,066m
道路（改良／転落防止柵）L=2,529m

5－3 農地・森林等の被害による国土の荒廃

（森林の整備・保全）

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。[国、道、町、民間]
- エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。[国、道、町、民間]

（農地・農業水利施設等の保全管理）

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。[国、道、町]

《指 標》

- ・ 民有林の蓄積（二酸化炭素貯蔵量） 208 万 2,698 m³（2022）
⇒ 現在の蓄積量を確保する。
- ・ 町有林における人工林の面積 1,652.5ha（2022）
⇒ 現面積を確保する。
- ・ 農地・農業用水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数
1 組織（2022）

<推進事業>

事業名
町有林整備事業
人工林造林推進事業補助金
サンタの森の環境振興事業
有害鳥獣駆除事業
林道補修工事
中山間地域等直接支払交付金 ※再掲

6. 迅速な復旧・復興等

6-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

（災害廃棄物処理体制の整備）

○早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、「広尾町災害廃棄物処理計画」により北海道や他自治体、関係団体等と連携を図り、適正かつ円滑・迅速な廃棄物処理体制を整備する。[国、道、町]

（仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保）

○被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、復旧、復興のための土地の確保や住家の被害認定調査などの業務に関し、国等と連携しながら、研修等を通じ職員の能力向上を図るとともに、他自治体からの応援職員受入体制の整備を図る。

《指 標》

- ・ 災害廃棄物処理計画の策定 策定済（2020）
* 2019 年 4 月に改訂された国の災害廃棄物対策指針に基づく計画

<推進事業>

事業名
ごみ処理対策事業（南十勝複合事務組合負担金）
ごみ処理対策事業（十勝圏複合事務組合負担金）

6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

（災害対応に不可欠な建設業との連携）

○災害発生時の人命救助に伴う障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業との連携体制を強化する。[道、町、民間]

（行政職員の活用促進）

○災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国・北海道及び市町村の行政職員の応援・受援体制を強化する。[国、道、町]

（地域コミュニティ機能の維持・活性化）

○災害時においても復旧・復興が迅速かつ円滑になされるように、人口減少や高齢化等に伴い、生活機能の低下や交通手段の不足などの問題が生じている集落について、集落機能の維持・確保を図る取組を実施する。また、地域ぐるみの農山漁村ツーリズムの取組を推進することにより、農山漁村地域の活性化を図る。[国、道、町]

<推進事業>

事業名
子ども農山漁村交流から始めるまち・ひとづくり事業
広尾町活き生きプロジェクト事業

《指 標》

・人的応援の受入れに関する受援計画の策定	未策定（2022） ※再掲 ⇒ 早期策定に向けて検討
----------------------	-------------------------------

第6章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は2024年度から2028年度までの5年間とする。なお、計画期間内においても、これまでの取組の点検結果や近年の災害から得られた知見、国や北海道の計画見直し内容を踏まえ、関係機関との連携を深め、官民一体となって強靱化施策のより一層の充実・強化を図るため、必要に応じて改定を行うこととする。

また、本計画は、本町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2 計画の推進方法

(1) 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

《 施策毎の推進管理に必要な事項 》

- ・ 当該施策に関する庁内の所管部局、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・ 計画期間における施策推進の工程
- ・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・ 当該年度における予算措置状況
- ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・ 指標の達成状況 等

(2) P D C Aサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進にあたっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・北海道への政策提案を通じ、さらなる施策推進につなげていくというP D C Aサイクルを構築し、広尾町強靱化の継続的な向上を図っていく。

【別表】 広尾町強靱化に関する脆弱性評価

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

（住宅、建築物等の耐震化）

- 住宅・建築物等の耐震化については、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。特に、民間の大規模建築物などについては、早急な耐震診断の実施や診断結果に基づく必要な耐震化整備を進める必要がある。
- 小中学校や社会福祉施設など不特定多数が集まる施設の耐震化はほぼ完了しているが、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもある集会所施設等の一部に耐震性がない建物があることから、耐震化の一層の促進を図る必要がある。

（建築物等の老朽化対策）

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、「広尾町公共施設等総合管理計画」や各施設管理者が策定する個別計画に沿った計画的な維持管理・更新等を適切に行う必要がある。
- 「広尾町公営住宅等長寿命化計画」に沿った公営住宅の計画的な建替え、改善等を実施する必要がある。
- 民間建築物の老朽化対策については、国の支援対策を活用しながら、改修・建替や空き家対策を促進する必要がある。
- 空き家の状況について把握し、適切な管理や有効活用を図る必要がある。

（緊急輸送道路等の整備）

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や北海道と連携を図り整備を推進する必要がある。

（その他）

- 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。
- 北海道は、大都市圏に比べ強震動予測や軟弱地盤の分布などの地盤データが少なく、偏在していることから、関係機関が所有する地盤情報の収集やデータベース化を行う必要がある。
- 地震・津波による被害軽減施策を進めるため、被害想定調査を行い、調査結果を踏まえた減災目標の策定について早急に検討を進める必要がある。

【指標（現状値）】

・ 社会福祉施設の耐震化率	100%（2022）
・ 公立小中学校の耐震化率	100%（2022）
・ 緊急避難場所の指定状況	15箇所（2022）
・ 避難所の指定状況	31施設（2022）
・ 福祉避難所の指定状況	5施設（2022）

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（警戒避難体制の整備等）

- 北海道の土砂災害警戒区域の指定状況は、指定が必要な約1万2,000箇所に対し、2023年12月末現在で11,700箇所が指定されている。本町の土砂災害警戒区域の指定対象となる63箇所は2020年3月で全て指定済となっている。警戒区域におけるハード対策として、砂防などの事業による土砂災害対策を推進するとともに、ソフト対策としてハザードマップを活用した土砂災害に関する啓発及び警戒避難体制の整備を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 土砂災害警戒区域等の指定数 63箇所（指定対象63箇所）（2019）
- ・ 土砂災害ハザードマップの作成状況 作成済（2015）・改訂（2021）

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（津波避難体制の整備）

- 2021年に北海道から公表された北海道太平洋沿岸の津波浸水想定や被害想定を踏まえ、ハザードマップや避難計画の見直しを図っているが、今後も避難訓練等を通じた課題把握に努め、避難体制の見直しを適切に進めていく必要がある。
- 現在、指定している緊急避難場所や避難所について、避難期間や災害種別に対応した適切な避難体制や住民への周知を一層図っていく必要がある。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るために必要な福祉避難所の指定についても、住民への周知を一層図っていく必要がある。
- 今後新たな津波浸水想定や避難所等の変更など情勢の変化があった場合は、それに応じた看板等の整備を行う必要がある。

（避難場所の指定・整備）

- 現在指定している避難所の収容人数、安全性、管理の水準など、その適切性について不断の見直しを行う必要がある。
- 災害時の避難場所として活用される施設等について、引き続き地域の実情に応じた整備を進める必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 津波ハザードマップの作成状況 作成済（2012）・改訂（2018、2022）
- ・ 津波避難計画の策定状況 策定済（2014）・改訂（2019、2022）
- ・ 緊急避難場所の指定状況 15箇所（2022） ※再掲
- ・ 避難所の指定状況 31施設（2022） ※再掲
- ・ 福祉避難所の指定状況 5施設（2022） ※再掲

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水
【評価結果】 (河川改修等の治水対策) ○ 町内の河川のうち、大規模な増水等があった場合に住民への被害発生が想定される下記の河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤等、必要に応じた効果的、効率的な治水対策を進める必要がある。 ・ 広尾川 ・ 東広尾川 ・ 西広尾川 ・ オピツマナイ川 ・ 野塚川 ・ 音調津川 (洪水ハザードマップの作成) ○ 北海道管理河川の洪水浸水地域の公表を踏まえて作成した洪水ハザードマップを活用し、防災意識の向上と水害による避難判断、避難体制の構築を図る必要がある。
【指標（現状値）】 ・ 洪水ハザードマップの作成状況 作成済（2022）※Web 版ハザードマップ

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
【評価結果】 (暴風雪時における道路管理体制) ○ 国や北海道と連携し、通行規制や復旧見込みの情報などを地域住民や海外からの観光客等にきめ細やかに提供する必要がある。 (防雪施設の整備) ○ 点検による要対策箇所を中心に、防雪柵や雪崩予防柵など必要な防雪施設の整備を進めているが、今後、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所が生じる可能性もあることから、今後一層の効果的な整備を進めていく必要がある。 (除雪体制の確保) ○ 各道路管理者（国、北海道、市町村）において管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、各管理者による情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者における財政事情や除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。
【指標（現状値）】

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

- 積雪や低温など北海道の冬の厳しい自然条件下での災害を想定した、停電時でも使用可能な暖房器具や発電機、水道凍結時でも使用可能なトイレの備蓄整備などについて、民間事業者とも連携しながら避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

・ 暖房器具等の備蓄状況（2022）	
毛布	1,518 枚
発電機	16 台
ポータブルストーブ	30 台

1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

（関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化）

- 北海道において「地域防災情報共有推進会議」、「北海道大規模災害対応連絡会」などにより、関係行政機関の防災情報の共有化等が進められており、今後も被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。
- 迅速かつ円滑な災害対策を実施するため、監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め情報をリアルタイムで共有する各種システムが運用されているが、関係機関と連携しながら効率的な観測機器の整備を図る必要がある。
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムをＬアラートと連動させた運用により、北海道及び市町村と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うために、災害通信連絡訓練等によりシステムの操作方法等の習熟を図る必要がある。
- 災害時の行政間の通信回線を確保するため、北海道と道内市町村とを結ぶ総合行政情報ネットワークについて、通信基盤の計画的な更新と停電時を想定した対策が必要である。
- 災害関連情報を確実に収集し、行政機関や警察・消防を含む関係機関と共有するために必要な情報基盤の整備を促進する必要がある。

（住民等への情報伝達体制の強化）

- 各種災害にかかる避難勧告等の発令基準について住民周知を図る必要がある。
- 災害時における適切な住民安否情報の収集・提供のため、町内会や自主防災組織など地域住民が連携し、避難行動要支援者名簿を活用するなど、国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 住民への災害情報の伝達方法について、従来から活用している防災行政無線や緊急速報メールだけでなく、「Ｌアラート（公共情報コモンズ）」の適切な運用や公衆無線 LAN 環境を有する観光・防災 Wi-Fi ステーションの整備を図る必要がある。また、避難勧告等の住民への情報伝達に関し、予期しないトラブルにより障害が生じる事態を想定し、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。
- デマや根拠のない情報により住民に不安等を与えないよう、関係機関、報道機関と連携を図り、迅速で正確な情報発信が可能となる体制を構築する必要がある。

（観光客、高齢者等の要配慮者対策）

- 災害発生時において、外国人を含む観光客の安全を確保し、迅速かつ正確な情報提供や避難

誘導などを行うため、多言語による災害情報の提供や相談窓口の強化など、関係機関と連携した受入体制の整備が必要である。また、災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、外国語併記の道路案内標識等の整備が必要である。

- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援を迅速かつ適切に行うため、町内における避難行動要支援者の名簿を作成しているが、災害時に町内会や自主防災組織など地域住民が名簿を活用した避難を行うことができるよう体制の整備が必要である。

（地域防災活動、防災教育の推進）

- 地域防災力の向上に向け、自主防災組織の結成を推進するとともに、北海道の「地域防災マスター制度」などを活用し、人材の育成等を図る必要がある。
- 災害時の速やかな避難所設置・円滑な運営に向けて、避難所に必要な設備の整備を進めるとともに避難所運営マニュアルの見直しや厳冬期を想定した実践的な訓練の実施など、「自助」「共助」の取組が最大限発揮できるよう促すことが必要である。
- 防災教育の推進に向けては、住民、企業、団体、大学、関係機関、NPOなどと連携し、多様な担い手の育成を図るとともに、災害から命を守るための「自助」の意識醸成を図るため、あらゆる機会を活用し厳冬期も想定した防災教育や啓発に取り組む必要がある。
- 学校教育においては、防災教育啓発資料の配付や体験型防災教育などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を進めているが、今後も地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取組を行う必要がある。

（冬季も含めた帰宅困難者対策）

- 積雪・低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、地域における移動困難者対策が必要であり、一時待避所の確保とその周知・啓発など、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

【指標（現状値）】

・ 自主防災組織の組織状況	21 組織・組織率 56.5%	（2022）
・ 防災行政無線のデジタル化	整備済	（2013）
・ 防災訓練の実施状況	津波避難訓練	年 1 回
	避難所設置・運営訓練	年 1 回（広尾高校と連携）
	総合防災訓練	4 年に 1 回
	職員資機材取扱訓練	年 1 回
・ 地域防災マスターの人数	6 人	（2022）

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

【評価結果】

（支援物資の供給等にかかる連携体制の整備）

- 地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、北海道、町、民間企業・団体等がそれぞれの間で応援協定を締結しているが、災害時において、これらの協定の実効性を確保するためにも、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜行うとともに、協定締結機関や団体、住民が参加する防災訓練など平時の活動を活発に行う必要がある。
- 災害時に被災地へ円滑な物資供給を行うため、支援物資の経費負担や調達方法を事前に確認するとともに、物資拠点施設等への物流専門家の派遣や支援物資のリスト化を図り、種類や数量を情報共有できる体制を構築するなど、国、北海道、事業者と連携した物資調達・輸送の仕組みを整備する必要がある。
- 道路損壊、信号機滅灯等により、人命救助のための人員輸送や緊急物資輸送等に支障を来すことがないように、優先して復旧すべき道路を関係機関で協議し、通行を確保する必要がある。

る。また、自動車が利用できない時、自転車交通需要が急増することを考慮する必要がある。

- 北海道災害ボランティアセンターをはじめとする関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備とボランティア支援をコーディネートする人材の育成を促進するとともに、災害時における円滑なボランティア支援を行うため、災害対策本部やボランティア関係者、関係機関等との情報共有が十分に図られる体制を構築する必要がある。

（非常用物資の備蓄促進）

- 家庭や企業等においては被害想定や冬期間の対応なども想定し、最低3日分、可能であれば1週間分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源を確保することが重要であることから、自発的な備蓄等を促進するため啓発活動に取り組む必要がある。
- 町内会や自主防災組織においては、非常時に持ち出すには困難な物資について、備蓄方法を検討するなど地域における備蓄体制を検討する必要がある。
- 各種補助制度等や地元商店の在庫を活用するなど、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進するほか、要配慮者向け物資等の備蓄や支援物資にかかる協定の重要性を周知するとともにその充実を図っていく必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 防災関係の協定締結件数（民間企業・団体、行政機関） 34 件（2022）
 - ・ 非常用物資の備蓄状況（2022） ※暖房器具等については1－6に掲載
- | | |
|--------|--|
| 食糧 | アルファ化米 2,850 食、備蓄用パン 1,680 食、スープ 838 食
防災食（おかず） 2,390 食、野菜ジュース 1,140 本、
えいようかん 1,089 食 |
| 飲料水 | 4,898 リットル |
| アルミマット | 1,156 枚 |
| 災害用トイレ | 9,800 回分 |

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

（合同訓練など関係行政機関の連携体制整備）

- 地域防災計画の推進や総合防災訓練など関係行政機関の連携を図っており、今後も防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。
- 緊急消防援助隊や広域緊急援助隊などそれぞれの部門において様々な形態、規模による訓練が実施されており、これらの訓練で得た課題を踏まえ、より効果的な訓練環境の整備を図るなど、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

（自衛隊体制の維持・拡充）

- 東日本大震災時には、陸上自衛隊北部方面隊から最大1万3,000人（延べ83万人）の人員が被災地に派遣されるなど、被災地支援に大きな役割を担ったところであり、近年、頻発・激甚化する道内外における大規模自然災害時に備え、北海道の自衛隊が果たしうる役割や訓練環境に優れた北海道の地理的特性等を踏まえ、道内各地域に配備されている部隊、装備、人員の確保など、自衛隊体制の維持・拡充を図る必要がある。

（救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備）

- 消防の災害対応能力強化のため災害用資機材の新規購入、整備を図る必要がある。加えて消防団の装備の充実、団員の担い手確保対策が必要である。

【指標（現状値）】

- ・ 消防団員数 106 人 ※定数 160 人（2022）

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

（被災時の医療支援体制の強化）

- 災害時の病院機能を確保するため、自家発電設備の拡充や応急用医療資機材の整備など必要の対策を早急に図る必要がある。

（災害時における福祉的支援）

- 被災した社会福祉施設等の入居者の避難先確保や人的・物的支援を更に充実する必要がある。

（避難所等の生活環境の改善、健康への配慮）

- 避難所における良好な生活環境を確保するため、避難者の健康面に配慮した食事の提供や段ボールベッドなど生活環境の改善に必要な備品等の整備を進めるとともに、トイレ環境の向上を図ることが必要である。また、車中など避難所以外への避難者への対応を検討する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 国保病院の耐震化率 100%（2022）

2-4 大規模な自然災害と感染症との同時発生

【評価結果】

（分散避難に向けた行動の周知）

- 避難所が過密状態になると感染症の拡大リスクが高まるため、自宅などで安全確保が可能な場合は避難所以外へ避難する「分散避難」について周知を図る必要がある。

（感染症に対応した避難所運営）

- 感染症流行時においては、避難者間の距離確保やパーティション等によるレイアウトの工夫、消毒液の設置や適切な換気の実施など避難所における衛生環境を確保する必要がある。また、感染症対応に有効な備蓄品の確保を進める必要がある。

（避難スペース不足への対応）

- 避難所の過密を緩和するため、必要に応じてホテルや旅館、お寺など避難所として活用できるような施設等と連携するなど、臨時の避難所開設に向けた準備を進めておく必要がある。

（防疫対策）

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における污水対策など、災害時の防疫対策を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 非常用物資の備蓄状況（2022）
 - 不織布マスク 2,150 枚、アルコール手指消毒液 98 リットル、フェイスシールド 200 枚
 - アイソレーションガウン 332 枚、非接触型体温計 15 個
- ・ 民間施設と連携した避難所数 5 施設（2022）

3 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

（災害対策本部機能の強化）

- 防災訓練などを通じ、職員の参集や応援職員の受入体制、各班相互の連携、報道対応などを含めて本部機能の実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。また、地域防災計画や業務継続計画の見直しや職員への研修、訓練などを通じ、災害対策本部体制の機能強化、職員の災害対応能力の向上を図る必要がある。
- 消防団は地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っており、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。
- 大規模災害発生時においても、災害応急対応や復旧対応など対応拠点としての業務を継続するため、役場及び消防庁舎の機能強化を図る必要がある。
- 2022 年度に電気自動車を 1 台導入し、避難施設でもあるコミュニティセンターに給電できる設備を設置したが、災害時の非常用電源としても活用できる電気自動車の追加配置も検討していく必要がある。

（行政の業務継続体制の整備）

- 町の業務継続体制については、業務全体を対象とした継続体制の整備に向けた取組を推進する必要がある。

（ICT 部門における業務継続体制の整備）

- 町の業務遂行の重要な手段として利用されている ICT 機器や情報通信ネットワークの被災に備え、ICT 部門の業務継続計画（ICT-BCP）の策定を促進する必要がある。

（道内外の自治体との応援・受援体制の整備）

- 他の自治体から円滑に応援職員を受け入れるため、町はあらかじめ依頼すべき業務等の明確化や非常時優先業務等の選定を行うなど、受援体制を構築する必要がある。また、職員の研修や活動に必要な事務機器等の準備など応援体制についても検討しておく必要がある。

【指標（現状値）】

・ 消防団員数	106 人 ※定数 160 人（2022） ※再掲
・ 消防団活動・安全マニュアルの策定	策定（2020）
・ 町の災害対策本部を設置する庁舎（役場）の耐震化率	100%（2022）
・ 消防署所の耐震化率	100%（2022）
・ 業務継続計画の策定状況	策定済（2017）・改訂（2019）
・ 人的応援の受入れに関する受援計画の策定	未策定（2022）
・ 電気自動車の導入台数	1 台（2022）

4 ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
【評価結果】 （再生可能エネルギーの導入拡大） ○ 北海道に豊富に賦存する再生可能エネルギーのポテンシャルを踏まえると、北海道における再生可能エネルギーの導入は今後更なる拡大が期待できることから、町としてもエネルギー

の地産地消など関連施策の推進を加速する必要がある。

（多様なエネルギー資源の活用）

- 北海道におけるエネルギー構成の多様化を推進するため、水素需用や天然ガスの利用拡大とともに、北海道周辺に賦存するメタンハイドレートの資源化等に向けた取組を促進する必要がある。

（避難所等への石油燃料供給の確保）

- 災害時において活動車両や避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、石油販売業者の団体や石油元売団体との間で協定や覚書を締結しているが、本協定等が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

・石油販売業者の団体や石油元売団体等との協定 締結済（2012）※2団体

4-2 食料の安定供給の停滞

【評価結果】

（食料生産基盤の整備）

- 北海道の農水産業は高い食料供給力を持っており、大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けた場合、北海道のみならず全国の食料需給に甚大な影響を及ぼすことが危惧される。また、平時はもとより、道外での大規模災害時においても、被災地をはじめ全国への食料供給を安定的に行うという重要な役割を担うことが求められる。こうした事態に備え、耐震化や津波対策、老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。

（農水産業の体質強化）

- 北海道の農水産業は、大変厳しい経営環境の中、担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、国全体の食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の育成確保のほか、新たな技術の活用など、本町の農水産業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。

（道産食料品の販路拡大）

- 大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても販路の開拓、拡大等により、一定の生産量を確保していくことが必要であり、食の高付加価値化とブランド化などによる販路の開拓・拡大、農水産物の輸出拡大の取組など、食関連産業のさらなる成長につながる取組を推進する必要がある。

（道産農産物の産地備蓄の推進）

- 国では、不作時等の緊急時に備えるため、米などの主要穀物の備蓄を行っているが、災害時には米以外の農産物の供給も課題となることから、こうした事態に備え、産地における農産物の長期貯蔵など、農産物の円滑な供給に資する取組を進める必要がある。

【指標（現状値）】

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

（水道施設の耐震化、老朽化対策等）

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池や浄水場など水道施設の耐震化や老朽化対策が進められているが、いずれも進捗途上であり、計画的な整備を行っていく必要がある。また、今後、更新期を迎える施設については、施設の重要度や劣化度合のほか今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を推進することが必要である。

（水道施設の防災機能の強化）

- 水道施設が地震などにより被災した場合に備え、水道事業者において緊急時の給水拠点の確保を図るため、施設整備や応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図るとともに、災害対応を担う人材の育成を行う必要がある。

（下水道BCPの見直し）

- 策定済の下水道業務継続計画（BCP）について、国のBCPマニュアルの改訂に伴う見直しを進める必要がある。

（下水道施設等の耐震化、老朽化対策等）

- 地震時における下水道機能の確保のため、下水管渠の地震対策について着実な整備が求められる。また、広尾町下水道ストックマネジメント計画により今後、増大してくる老朽化施設の改築更新等を計画的に進めていく必要がある。
- 浄化槽について、災害に強い合併浄化槽の設置を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

・ 下水道BCP（注）の策定状況	策定済（2013）
・ 下水道施設の長寿命化計画の策定状況	策定済（2013）
・ 下水道ストックマネジメント計画の策定状況	策定済（2018）
・ 浄化槽のうち合併浄化槽の設置率	96.6%（2022）

（注）業務継続計画の略で災害発生時に適切な業務執行を行うことを目的とした計画

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

（高規格道路を軸とした道路ネットワークの整備）

- 大災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要である。本町は巨大津波による橋の崩落が起きた場合、道路の寸断によりまちが孤立化するおそれがあり、これを防ぐため、現在の楽古橋より上流部に中心市街地へ連結する高規格道路「帯広・広尾自動車道」の早期全線開通が必要である。また、併せて緊急物資や人員などの輸送拠点となる十勝港等への緊急輸送道路や避難路等の整備も計画的に推進する必要がある。

（道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策）

- 落石や岩石崩落などの道路防災総点検の結果に基づき、要対策箇所について、引き続き計画的な整備を行う必要がある。また、橋梁の耐震化についてはほぼ完了済みであるが、今後も状況に応じた整備を行う必要がある。
- 橋梁、トンネルをはじめとした道路施設の老朽化対策については、「広尾町橋梁長寿命化修繕計画」、「トンネル・シェッド長寿命化計画」に基づき、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。
- 農産物流通の向上など農業利用を目的に整備された農道・農道橋については、農山村地域の生活道路として一般道と同様の機能を担っていることから、農道施設の点検・診断結果に基づく機能保全対策を適切に推進する必要がある。
- 森林施業等の効率的な実施を目的に整備された林道、林道橋については、一部が生活道路や緊急時のう回路などの機能を有していることから、施設点検・診断に基づく機能保全対策を適切に推進する必要がある。

（空港の機能強化）

- 災害時において、人員などの輸送拠点として重要な役割を道内の空港が担うためには、平時より、新千歳空港の国際拠点空港化、地方空港の機能向上に向けた施設整備など、道内の空港の機能強化等を推進することが必要である。特に近年、訪日外国人来道者の増加に対応したC I Q体制の整備など、受入体制の充実・強化が求められている。

（鉄道施設の耐震化）

- 発災時における鉄道利用者の安全性の確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道事業者による駅舎や高架など鉄道施設の耐災害性の確保のほか、国、北海道、市町村、鉄道事業者との適切な役割分担のもと、持続的な鉄道網の確立に向けた取組を検討する必要がある。

【指標（現状値）】

・ 高規格道路「帯広・広尾自動車道」の整備状況	忠類大樹 I Cまで供用中
・ 道路橋の長寿命化修繕計画の策定状況	忠類大樹 I C～広尾 事業化区間 策定済（2012）、見直し（2019）
・ トンネル・シェッド長寿命化計画の策定状況	策定済（2022）

5 経済活動の機能維持

5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーン（物流・供給網）の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

（本社機能や生産拠点等の立地）

- 近年、全国的に相次ぐ自然災害や人手不足の深刻化などにより、企業の事業継続に関するリスクマネジメントへの意識が高まる中、首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、こうした潮流を踏まえ、リスク分散に適した本町の優位性を活かすとともに、企業のニーズに応じた支援の検討など企業立地を促進するための取組を強化する必要がある。

（企業の事業継続体制の強化）

- 中小企業の事業継続計画の策定を促進するため、国の共通ガイドラインや北海道版BCP策定の手引きについて普及啓発を図るとともに、計画策定を希望する企業に対しては、その策定を支援する必要がある。

（町内企業等への支援）

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るための各種支援策を実施しており、引き続きこうしたセーフティネット策を確保するとともに、被災後の支援のみならず、災害に対する事前の備えに向けた取組への支援についても推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 事業継続力強化支援計画の策定 策定済（2019）

5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下

【評価結果】

（十勝港の機能強化）

- 災害時における支援物資等の輸送手段については、物流事業者と締結している連携協定を活用した陸路輸送のほか、十勝港を拠点とした海路輸送も想定される。経済活動の継続を確保するための物流拠点として、さらに緊急物資や人員などの輸送拠点として重要な役割を十勝港が担うためには、平時より、ターミナル機能の強化や船舶の大型化など物流の変化に対応した港湾整備など、港湾機能強化を推進することが必要である。
- 大災害に備えた港湾の耐震化、液状化対策、老朽化対策は、国の事業を活用しながら計画的に実施しているが、今後、耐震化のニーズや老朽ストックがさらに増えてくることなども想定されることから、計画的な整備が求められる。

（港湾における業務継続体制の整備）

- 十勝港の業務継続計画（BCP）の実行性を高めるため、防災訓練等を通じ、適宜必要な見直しを行うとともに、災害時の港湾間の相互応援体制の強化を図っていく必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 十勝港港湾BCPの策定 策定済（2016）

5-3 農地・森林等の被害による国土の荒廃

【評価結果】

（森林の整備・保全）

- 大災害等に起因する森林被害による国土の荒廃は、国全体の国土強靱化に大きな影響を与える大きな問題となる。このため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

（農地・農業水利施設等の保全管理）

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 民有林の蓄積（二酸化炭素貯蔵量） 208 万 2,698 m³（2022）
- ・ 町有林における人工林の面積 1,652.5ha（2022）
- ・ 農地・農業水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数 1 組織（2022）

6 迅速な復旧・復興等

6-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

（災害廃棄物処理体制の整備）

- 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、「広尾町災害廃棄物処理計画」により、災害廃棄物の処理に関する体制を整備する必要がある。

（仮設住宅等の迅速な確保）

- 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、復旧、復興のための土地の確保や住家の被害認定調査などの業務に関し、国、北海道等と連携しながら、研修等を通じ職員の能力向上を図るとともに、他自治体からの応援職員受入体制の整備を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 災害廃棄物処理計画の策定 策定済（2020）
* 2019 年 4 月に改訂された国の災害廃棄物対策指針に基づく計画

6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

【評価結果】

（災害対応に不可欠な建設業との連携）

- 大規模災害の発生により、行政職員等の人員が極度に不足する場合にあっても、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

（行政職員の活用促進）

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国・北海道及び市町村の行政職員の相互応援体制の強化を図る必要がある。

（地域コミュニティ機能の維持・活性化）

- 地域資源を活用した都市と農山漁村の交流をさらに推進することで、地域コミュニティの維持・活性化を図る必要がある。
- 人口減少と高齢化に伴い、生活機能の低下や交通手段の不足など問題が生じている集落については、集落機能の維持・確保に向けて、地域の実情に即した対策を実施する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 人的応援の受入れに関する受援計画の策定 未策定（2022） ※再掲

【参考資料】広尾町強靱化のための施策プログラム 推進事業一覧

(事業費の単位:千円)

リスクシナリオ		事業名	事業期間 ※1	総事業費 (千円)	年度別事業費 (まち計・予算ベース)					担当課
					2024	2025	2026	2027	2028	
1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生	木造住宅耐震改修等補助金		1,650	330	330	330	330	330	建設水道課
		学校施設長寿命化整備事業	2025-2028	294,700		102,400	41,300	60,700	90,300	教委管理課
		既存公営住宅改善事業		312,800	35,600	76,700	76,000	49,000	75,500	建設水道課
		公営住宅団地統廃合事業		60,100	14,400	9,700	14,400	14,400	7,200	建設水道課
		広尾町空き家対策総合支援事業補助金		12,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	住民課
		特別養護老人ホーム改築事業	2024-2025	1,520,000	1,375,500	144,500				特別養護老人ホーム
		老朽化防火水槽更新事業	2024-2026 2028	165,900	8,700	44,200	56,500		56,500	消防
		常備消防車両更新事業	2025-2026 2028	44,000		3,000	36,000		5,000	消防
		非常備消防車両更新事業	2024-2025	112,800	56,400	56,400				消防
		高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線機器更新事業	2025	33,200		33,200				消防
1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生	都市再生整備計画事業(防災公園整備)	2024-2027	790,500	5,000	662,700	10,800	112,000		企画課 建設水道課
		防災マップ改訂事業	2027	350				350		企画課
1-5	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	除雪委託事業		316,500	63,300	63,300	63,300	63,300	63,300	建設水道課
1-6	積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大	防災資機材購入事業		2,500	500	500	500	500	500	企画課
1-7	情報収集・伝達の不備・途絶による死傷者の拡大	北海道自治体情報システム協議会負担金		5,500	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	企画課
		防災行政無線設備維持管理事業		25,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	企画課
		自主防災組織育成交付金		3,000	600	600	600	600	600	企画課
		防災訓練事業		180	20	20	100	20	20	企画課
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	姉妹市町交流事業		3,800	1,000	300	1,200	300	1,000	教委管理課 企画課
		非常食等備蓄事業		7,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	企画課
		防災資機材購入事業 ※再掲		2,500	500	500	500	500	500	企画課
2-2	消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞	消防団事業		134,800	26,800	27,000	27,000	27,000	27,000	消防
		防災訓練事業 ※再掲		180	20	20	100	20	20	企画課
2-3	被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺	非常食等備蓄事業 ※再掲		7,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	企画課
2-4	大規模な自然災害と感染症との同時発生	防災資機材購入事業 ※再掲		2,500	500	500	500	500	500	企画課
3-1	町内外における行政機能の大幅な低下	消防団事業 ※再掲		134,800	26,800	27,000	27,000	27,000	27,000	消防
4-2	食料の安定供給の停滞	中山間地域等直接支払交付金		311,500	62,300	62,300	62,300	62,300	62,300	農林課
		新規就農補助金		12,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	農林課
		農業次世代人材投資事業補助金		14,500	4,500	2,500	2,500	2,500	2,500	農林課
		ウニ増殖対策事業補助金		20,500	2,500	2,500	2,500	6,500	6,500	水産商工観光課
		浅海域試験効果調査事業補助金		11,000	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	水産商工観光課
		さけ・ます増殖振興事業補助金		6,000	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	水産商工観光課
		沿岸有望魚種増殖開発事業補助金		5,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	水産商工観光課

※1 事業期間に記載のないものは計画期間内で継続実施

リスクシナリオ		事業名	事業期間 ※1	総事業費 (千円)	年度別事業費 (まち計・予算ベース)					担当課
					2024	2025	2026	2027	2028	
4-2	食料の安定供給の停滞	ホッキ稚貝移植放流事業補助金		3,000	600	600	600	600	600	水産商工観光課
		コンブ漁場増殖事業補助金		5,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	水産商工観光課
		雑海藻駆除事業補助金		15,500	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	水産商工観光課
		ウニ養殖企業化試験事業補助金		10,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	水産商工観光課
		増養殖研究事業		65,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	水産商工観光課
4-3	上下水道等の長期間にわたる機能停止	上水道改良整備事業		285,900	53,400	63,300	53,700	68,400	47,100	建設水道課
		上水道量水器更新事業		62,550	15,800	12,200	9,670	13,750	11,130	建設水道課
		上水道浄水場計装機器更新整備事業	2024-2027	75,400	12,600	6,000	38,800	18,000	0	建設水道課
		簡易水道浄水場計装器更新整備事業		137,400	24,600	23,000	65,800	9,000	15,000	建設水道課
		公共下水道事業		884,000	202,000	208,000	302,000	69,000	103,000	建設水道課
		個別排水処理施設整備事業		58,000	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600	建設水道課
4-4	町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	町道整備事業		200,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	建設水道課
		橋りょう長寿命化事業		87,100	20,800	13,700	10,200	38,000	4,400	建設水道課
		トンネル長寿命化事業	2027	25,600	0	0		25,600		建設水道課
5-1	長期的又は広範囲なサプライチェーン(物流・供給網)の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞	企業振興促進補助金		16,300	3,500	3,200	3,200	3,200	3,200	水産商工観光課 港湾課
5-2	町内外における物流機能等の大幅な低下	社会資本総合整備事業(防災・安全交付金) ・防波堤の改良(嵩上げ) ・岸壁(-13m)(改良/CCTV施設)L=260m ・岸壁(-13m)(改良/防舷材)等L=2,066m ・道路(改良/転落防止柵)L=2,529m		189,400	37,200	52,600	33,200	33,200	33,200	港湾課
5-3	農地・森林等の被害による国土の荒廃	町有林整備事業		234,800	42,600	44,700	47,000	49,000	51,500	農林課
		人工林造林推進事業補助金		46,100	8,300	8,700	9,200	9,700	10,200	農林課
		サンタの森の環境振興事業		119,460	19,460	25,000	25,000	25,000	25,000	農林課
		有害鳥獣駆除事業		69,500	13,900	13,900	13,900	13,900	13,900	農林課
		林道補修工事		7,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	農林課
		中山間地域等直接支払交付金 ※再掲		311,500	62,300	62,300	62,300	62,300	62,300	農林課
6-1	災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ	ごみ処理対策事業(南十勝複合事務組合負担金)		750,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	住民課
		ごみ処理対策事業(十勝圏複合事務組合負担金)		530,300	8,400	20,100	176,700	305,500	19,600	住民課
6-2	復旧・復興等を担う人材の絶対的不足	子ども農山漁村交流から始めるまち・ひとづくり事業		34,000	6,800	6,800	6,800	6,800	6,800	企画課
		広尾町生き生きプロジェクト事業		12,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	企画課

※1 事業期間に記載のないものは計画期間内で継続実施

【参考資料2】「起きてはならない最悪の事態」と分野別施策との整理対照表

		基本目標	豊かな自然を生かした活力ある産業のまちづくり							住み慣れた地域で安心して暮らせる支え合いのまちづくり						豊かな心を育み文化を高めるまちづくり								
		関連分野	農林水産業			商工観光				港湾	福祉・子育て			健康・医療			教育				文化・交流			
		政 策	1 第1次産業の振興			2 商工業・観光の振興					1 子育て・福祉の充実		2 高齢者・障がい者福祉の充実		3 健康づくりの推進		1 幼児教育・学校教育の充実			2 生涯学習・社会教育の推進				
		施 策	① 水産業の振興	② 農業の振興	③ 林業の振興	① 商工業の振興	② 観光・サ ンタランド の推進	③ 企業誘 致・起業 支援	④ 雇用・労 働者対策 の推進	⑤ 十勝港の 整備と利 活用の推 進	① 子育て支 援の充実	② 地域福祉 の推進	① 高齢者・ 障がい者 福祉の充 実	② 介護予 防・介護 サービスの 充実	① 健康づく りの推進	② 地域医療 体制の充 実	① 幼児教育 の充実	② 小中学校 教育の充 実	③ 高校教育 への支援 と交流	① 生涯学習 と社会教 育の推進	② 家庭教育 の充実	③ 芸術文 化の振 興	④ 文化財 の保 存、継 承	
人 命 の 保 護	1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生									●	●	●					●	●					
	1-2	土砂災害による多数の死傷者の発生			●						●	●												
	1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生									●	●												
	1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水									●	●												
	1-5	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生									●	●												
	1-6	積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大															●	●						
	1-7	情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大					●			●	●	●					●	●	●					
救 助 ・ 速 な 実 施 活 動 等 の	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	●	●		●					●													
	2-2	消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞																						
	2-3	被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺								●	●	●		●	●									
	2-4	大規模な自然災害と感染症との同時発生													●									
行政機能の確保	3-1	町内外における行政機能の大幅な低下																						
ラ イ フ ラ イ ン の 確 保	4-1	長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止																						
	4-2	食料の安定供給の停滞	●	●																				
	4-3	上下水道等の長期間にわたる機能停止																						
	4-4	町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止																						
経 済 活 動 の 機 能 維 持	5-1	長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞				●		●																
	5-2	町内外における物流機能等の大幅な低下																					●	
	5-3	農地・森林等の被害による国土の荒廃		●	●																			
復 旧 ・ 復 興 等	6-1	災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ																						
	6-2	復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊	●	●	●	●		●	●									●	●					

※着色箇所:「最悪の事態」と「施策」が特に関わりのある項目

【参考資料2】「起きてはならない最悪の事態」と分野別施策との整理対照表

		基本目標	住みやすさが感じられるまちづくり											次世代に引き継ぐことができるまちづくり					
		関連分野	防災	消防・救急	地域安全	買い物	交通	住生活	ごみ・環境衛生	上下水道	情報化	土地利用・自然環境保全			町民活動	人材育成	広報広聴	行財政・移住	
		政 策	1 安心・安全な環境の確立				2 便利で快適な生活の確保					3 環境保護の取組			1 住民が活躍するまちづくり			2 地方創生の推進	
		施 策	① 防災・減災対策の充実	② 消防・救急体制の確立	③ 交通安全・防犯対策の推進	④ 安心して便利な買い物環境の整備	① 道路整備・公共交通の確保	② 居住環境の整備	③ 環境衛生の向上・資源リサイクル	④ 上下水道の整備	⑤ 情報通信技術等の活用	① 地球環境・エネルギー対策の推進	② 公園・緑地など土地の適正利用	③ 自然環境の保全と特色ある景観づくり	① 町民参加のまちづくりの推進	② まちづくり人材の育成	③ 広報・広聴、情報公開の充実	① 効果的・効率的な行財政運営	③ 移住・定住・交流・関係人口の創出
人命の保護	1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生	●				●	●		●			●	●	●		●	●	
	1-2	土砂災害による多数の死傷者の発生	●				●								●		●	●	
	1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生	●				●								●		●	●	
	1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水	●				●								●		●	●	
	1-5	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	●				●				●		●		●		●	●	
	1-6	積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大	●								●						●	●	
	1-7	情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大	●								●				●		●	●	
救助・迅速な実活動等の確保	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	●				●								●			●	
	2-2	消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞	●	●														●	
	2-3	被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺	●															●	
	2-4	大規模な自然災害と感染症との同時発生	●																
行政機能の確保	3-1	町内外における行政機能の大幅な低下	●	●							●	●						●	
ライフラインの確保	4-1	長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止	●									●						●	
	4-2	食料の安定供給の停滞	●															●	
	4-3	上下水道等の長期間にわたる機能停止								●								●	
	4-4	町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	●				●											●	
経済活動の機能維持	5-1	長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞																●	
	5-2	町内外における物流機能等の大幅な低下																●	
	5-3	農地・森林等の被害による国土の荒廃													●			●	
復旧・復興等の迅速な	6-1	災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ						●	●									●	
	6-2	復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊	●				●								●	●		●	●

※着色箇所:「最悪の事態」と「施策」が特に関わりのある項目

広尾町強靱化計画の沿革

2019（令和元）年	10月 2日	策 定
2020（令和2）年	3月 31日	改 訂
2021（令和3）年	3月 31日	改 訂
2022（令和4）年	3月 25日	改 訂
2023（令和5）年	3月 24日	改 訂
2024（令和6）年	7月 1日	改 定（第2期）

広尾町強靱化計画

2024（令和6）年7月

広尾町企画課

〒089-2692

北海道広尾郡広尾町西4条7丁目1番地

☎（01558）2-0184

E-mail：k-kikaku@town.hiroo.lg.jp